

教育施策の充実について

【総務文教部会】

不登校児童生徒が増加する状況の改善策として、県が創設した「笑顔で登校」支援事業や特別な支援を必要とする児童生徒のための介助員等の配置、「いじめ」、「不登校」、「学校不適合」など問題を抱える児童生徒等に対する支援のためのスクールカウンセラーの配置など、教育現場が抱えている課題に対応するため、次のとおり、県において教育施策を充実するとともに、国に対し教育環境整備のための財政支援措置を充実するよう要望する

- 1 不登校対策として創設された県事業「笑顔で登校」支援事業については、3年間に限定した対策では事業効果が期待できないことから、実施期間（3年間）を撤廃するとともに県支援を継続・充実すること。
- 2 発達障害等により特別な支援を要する児童生徒に対しきめ細やかな支援を行うために教職員の配置を充実すること。
- 3 「いじめ」や「不登校」、「学校不適合」などの問題を抱える児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリング機能を充実させるため、スクールカウンセラーの配置を充実すること。
- 4 小中学校耐震化事業等、仮設校舎の整備を伴う大規模な事業の実施において、地方自治体の財政負担を軽減し、事業を促進するため、本体工事と一体となる仮設校舎のリースについて起債対象とするよう国に対し強く要請すること。
- 5 過疎対策事業債について、学校改築時等における教育環境整備のため、現在対象となっていないグラウンド整備やプール整備などの学校教育施設について、起債の対象施設に加えること。